

第2期三島ブランド募集！！

三島商工会議所では、三島から全国へ誇れる三島ブランドを発信していこうと昨年より三島ブランド認定事業を開始致しました。昨年度は16品目を認定し、今年度につきましてはブランドフェアの開催や各種イベントへの参加、認定品のPRパンフレットの作成をし、広く三島ブランドをPRしていきます。

「三島ブランド」とは

三島における「特産品」や「隠れている優れた製品」をはじめ、地域の優れた素材・技術などを活かした三島らしい魅力ある地域産品など、全国へ誇り得る資源を発掘し、三島ブランドとして認定をし発信していく事業です。

応募期間 平成22年6月15日(火)～7月31日(土)

※各種特典ございます！
詳細は裏面に掲載しています。



事業目的

三島における「特産品」や「隠れている優れた製品」をはじめとした三島らしい魅力ある地域産品など、全国に誇り得る資源を発掘し、広く発信PRすることにより、三島市全体のイメージを高め、地域産品の向上・普及と、新たな地域産品等の開発を促し地域間競争の差別化を図り、より豊かな地域づくりを推進して、三島市の産業振興と発展に寄与することを目的としています。

応募資格

三島市内において活動している個人・法人・団体なら誰でも応募できます。
※自薦・他薦は問いません。

応募方法

所定の応募用紙に必要事項を記入のうえ、添付書類とともに三島商工会議所あてに提出して下さい。

《応募用紙》

三島商工会議所ホームページ上からダウンロードするか、三島商工会議所へご請求下さい。

(<http://www.mishima-cci.or.jp>)

《添付書類》

会社案内や該当製品カタログなどのPR資料、あるいは申請に関する紹介記事（ホームページ・新聞・雑誌・書籍などの写し等）をご提出下さい。

※申請書は【商品・製品用】と【景観・催し物用】の2種類がありますのでどちらか該当する申請書にて応募して下さい。

応募対象

- (1) 三島市を感じさせる素材、製法、技術等を用いた「産品」・「製品」・「サービス」。
- (2) 三島市において生産、収穫、加工された「農林水産物」。
- (3) 三島の特徴ある文化財、催し、ビジネスモデル。
- (4) その他三島らしさを感じさせるもの。

選考基準

- (1) 三島市で生産され、三島の素材、名勝、歴史が活かされていること。
- (2) 三島が連想される取組みやエピソードがあり、三島のPRに繋がる物語が感じられるもの。
- (3) 独自性・独創性があり、事業の広がりや新たな需要を喚起できるもの。
- (4) 生産者・製造者のこだわりがあり、品質が確かなもの。
- (5) 三島市が連想される景観・催し物であるもの。

認定の扱い、特典

- (1) 認定に対して、三島ブランド認定証を交付します。
- (2) 認定については、広く消費者に周知するため、マスコミへの積極的な情報提供を行い、当会議所の所報、ホームページへの掲載等を活用しPRします。
- (3) 生産物、製品等へのブランドマークの表示を活用できます。
- (4) 各種イベントへの出店が優先的にできます。

選考方法

認定審査は、消費者団体、学識経験者等幅広い層及び三島商工会議所が選任した委員により審査を致します。審査に当っては見本の提供又はプレゼンテーションを求める場合があります。見本は原則として返却しないものとします。また、必要に応じて、生産現地を訪問する場合があります。

発 表

平成22年8月予定

主 催

三島商工会議所

後 援

三島市、一般社団法人三島市観光協会、
みしま街づくり㈱

応募・問い合わせ先

〒411-8644 三島市一番町2-29
三島商工会議所 まちづくり室
TEL: 055-975-4441 FAX: 055-972-2010
E-Mail: info@mishima-cci.or.jp
URL: <http://www.mishima-cci.or.jp>

認定有効期間

認定の有効期間は、認定日から3年間とし、その後の継続認定を希望する場合は、所定の継続認定申請書を提出し、選考委員会にて審査を行い審査後3年間の有効期間とします。但し、認定を取り消された場合には取り消し日からその効力は消滅します。

注 意 事 項

※以下の条件は必ず満たしていただきます。

- (1) 法令基準、業界での製造基準、表示基準をクリアしている。
- (2) 他の特許品又は登録品の模倣品でない。
- (3) 製造・販売について、法令による許可又は許可を必要とするものは、当該許可又は許可を得ている。
- (4) 食品衛生法、計量法、不当景品類及び不当表示法、観光土産品の表示に関する公正競争規約等の関係法令に違反しない。
- (5) 自然、人物等 人手（創意・工夫）の加わっている。
- (6) もの作りに係わらぬ単なる流通上の代理店、取扱店の申請物でない。
- (7) 名称、意匠は当地に因むものであるが、その素材、手法、アイデア等にその実態がある。



《三島ブランドロゴマーク》

3つの輪が重なって連なる形は、農・商・工が互いに影響しあい、絡み合っている様子を表現しています。また、三島の「三」と湧水も併せてイメージしています。

